

■ 中間検査の特定工程および特定工程後の工程

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
全域	RC・SRC造 など	2階の床およびこれを支持する梁への配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事 (※法7条の3参照)	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの (金沢市)

特定行政庁	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
金沢市	S造	1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事	鉄骨を覆う耐火被覆工事又は外装工事若しくは内装工事その他これらに類する工事
	RC・SRC造	2階のはり及び床の配筋工事。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階のはり及び床版の取付工事	2階のはり及び床のコンクリート打込み工事。ただし当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁の取付工事
	木造	屋根工事	壁の外装工事又は内装工事
	その他の構造	2階の床工事	2階の柱又は壁の取付け工事
備考	<ul style="list-style-type: none"> 工程を2以上に分けて施工する場合は、全工程を特定工程とする。(平24.3.1 工程のただし書き削除より) 既存建築物の全部又はその一部を存することのみにより法その他の建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装工事を特定工程後の工程とする。 		

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

※以下の①および②について、その都度検査する(法7条の3参照)

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	対象建築物	適用の除外	施行
全域	階数が3以上である共同住宅(2階の床・梁に配筋するもの) ・ ※法7条の3参照 ・ ※プレキャストの場合を含む	・ なし	H19.6.20～

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの (金沢市)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
金沢市	新築増築改築 ・ 一戸建て住宅、共同住宅その他これらに類する住宅で、分譲を目的とするもの ・ 法別表第1(イ)欄第(1)～(4)項に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超える建築物で、地階を除く階数が3以上のもの	・ 法18条又は法85条の適用を受ける建築物 ・ 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等を有する建築物 ・ 品確法第5条第1項の規定による住宅性能評価書の交付を受ける建築物	なし

※一の建築物における扱いとなります。

(同一敷地内に、中間検査対象建築物が複数棟存在する場合は、各棟ごとの特定工程において、検査をおこなうものとします。)

※新築は、棟新築の建築物です。

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。